

報道機関各位

PRESS RELEASE

前橋市報道発表資料

令和7年12月9日

県内市町村で初となる「前橋市居住支援協議会」を設立します

令和7年10月1日に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」により、各市町村に居住支援協議会の設置が努力義務となりました。県内の市町村では初めてとなる「前橋市居住支援協議会」を次のとおり設立します。

1 日 時 12月16日（火）10時から

2 会 場 議会庁舎 2階 研修室

※当日は、関係者及び報道関係者のみ入室可

3 内 容 前橋市居住支援協議会設立総会

4 目 的 前橋市居住支援協議会は、庁内連携はもとより、これまで個々に活動していた民間法人、福祉関係機関及び不動産関係団体などとの横の連携を図るとともに互いの活動・支援の隙間を埋める仕組みを構築することと、それぞれが抱える課題を共有し、住宅確保に困難を抱える人に有効な支援策を提供するため効果的なプラットフォームの整備をめざします。

5 詳 細 別添資料のとおり

本件に関するお問い合わせ先

建築住宅課 住宅政策係

電 話 内線／3833

外線／027-898-6833